

第8号



発行:令和7年7月 草津市消費生活センター
住所:草津市草津3丁目13-30
電話:077-561-2353
相談受付:平日9:00~16:30
消費者ホットライン「188」(いやや)

消費生活センターつうしん

『消費生活センターつうしん』では、草津市での消費者トラブル発生状況や消費者被害防止に向けての草津市消費生活センターの取組などを情報発信しています。

令和7年4月から6月までの草津市消費生活センター相談状況

消費生活相談件数

年度	4月～6月の件数	相談方法
令和6年度	282件	来室 72件、電話 209件、その他1件
令和7年度	261件（前年比92%）	来室 56件、電話 204件、その他1件

月ごとの内訳

令和7年 4月	5月	6月
99件	81件	81件

多かった 相談内容

インターネット 関連	詐欺	定期購入
52件	38件	20件

化粧品や健康食品のインターネット通販や定期購入に関する相談件数が増えてきています。ホームページやSNS上の広告で「お試し（価格）」、「初回〇円」、「定期しぼりなし」などと表示されていても、定期購入が条件となっている場合があるので、注意が必要です。

ご存じですか？

消費生活相談員のお仕事



キャッシュレス決済やインターネット上での取引の増加など、消費行動が複雑化するなかで、消費者トラブルも多様なものになり、広い年代から相談が寄せられています。消費生活相談員は、全国の地方公共団体の消費生活センター・相談窓口配置され、商品やサービスの売買に関する消費者の相談に乗り、中立・公平な立場で解決や被害の防止に導く仕事をしています。また、地域や学校で出前講座を行ったり、広報紙などを活用して消費トラブルの注意喚起を行うなど、消費者教育・啓発も行っています。草津市消費生活センターでは、現在4人の消費生活相談員が電話、来室での相談に応じています。

消費生活相談員になるには・・・

消費生活相談員になるには、消費生活相談員資格試験（国家資格）に合格する必要があります。

資格試験は例年1回実施されています。

詳しくは（独）国民生活センターホームページをご覧ください。

<https://www.kokusen.go.jp/>



消費生活相談員は、消費者トラブルの解決を助けるやりがいのあるお仕事です！

～草津市消費生活センターでは啓発を行っています～

かしこい消費者になりま Show！ 消費者被害防止キャンペーンを開催しました！



5月の全国消費者月間にあわせ、エスクエアにおいて、草津市消費者リーダー会ははじめ関係機関の御協力のもと、悪質商法や詐欺事案などの消費者被害の未然防止を呼びかけました。「クゥとかいな」をはじめ、ゆるキャラたちが消費者クイズに挑戦しました。

「消費者被害ゼロのまち」をめざし、市民の皆様が悪質商法や特殊詐欺事犯などに巻き込まれないように、今後も取り組んでまいります。



松原中学校で消費者教育出前講座 を実施しました！

松原中学校3年生においては、家庭科において消費生活に関する学習を進めておられます。成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、社会経験の少ない若者や中高生が悪質商法の被害に遭うなど、消費者トラブルが増加している中、早期からの消費者教育の積み重ねが未然防止につながります。

今回の授業では生徒の皆さんにも参加いただいて、ロールプレイングやクイズ等をまじえ、消費生活相談員から身近に起こりうる消費者被害事例やその対処法についてお話しし、弁護士の先生からも法律の解釈等について説明していただきました。



老上まちづくりセンターで 出前講座を実施しました！

老上やすらぎ学級第3講・まちづくりセンター講座において、「かしこい消費者になりましょう～悪質商法から身を守る～」の出前講座を実施しました。

消費生活相談員から、実際に消費生活センターに寄せられる相談事例から気をつけていただくことを寸劇や替え歌などを通して、お話しさせていただきました。クイズを通して具体的な例について考えていただき、留意点や対処方法などポイントをお話ししました。



草津市消費生活センターでは、学校や地域で、消費者被害防止のための出前講座を実施しています。お気軽にお問い合わせください